

A Voice Of Our Own

DPI 通信

Vol.11

～DPI 2026 上半期報告～

「A Voice of Our Own

(われら自身の声)」とは？

障害者に関わる制度・施策は、これまで障害者抜きで決められてきましたが、これからは障害者の声を聞いて策定してほしい。私たち障害者が積極的に働きかけ、発信することによって、インクルーシブ社会を創っていこう、という想いが込められています。

世界の DPI の合言葉です。



DPI 日本会議

もくじ

1. 地域生活	2
2. バリアフリー	4
3. 権利擁護	12
4. 国際	15
5. 教育	20
6. 障害女性	25
7. 雇用労働・所得保障	26
8. 尊厳生	29
9. ピックアップコーナー	
愛知のバリアフリー化における愛重連の取り組み	33
10. DPI 障害者差別解消ピアサポートの活動報告	37
11. もっと知りたい! DPI ☆	39
12. ご寄付御礼&編集後記	40



Ⅰ. 地域生活部会

2026 年上半期は、引き続き「どんなに重い障害があっても地域で暮らせる社会」の実現を目指し、政策提言、厚生労働省との関係づくり等に取り組みました。

2 月には、重症心身障害のある人の地域生活をテーマとしたフォーラムを JIL 等と共催し、療養介護や地域生活支援の課題について議論しました。また、雇用労働部会とともに「障害者も働く!雇用・就労フォーラム 2025」も開催しました。

内部勉強会である「脱施設勉強会」では、昨年末に取りまとめた「脱施設化ロードマップ(案)」をもとに、この半年間は学識経験者や関係者など外部の意見も伺いながら内容のブラッシュアップを進めています。また、5 月 31 日の DPI 全国集会では地域生活分科会を担当し、「家族介護に頼らない地域づくり」や地域基盤整備の必要性について活発な議論を行いました。

政策面では、加盟団体から寄せられた「入院中に重度訪問介護ヘルパーの付き添いを病院側から断られ、必要な医療が受けにくい」という事例を厚生労働省へ伝え、改善を要望しました。その結果、3 月の障害保健福祉関係主管課長会議では、医療機関及び重度訪問介護事業所への制度周知を徹底するよう通知内容が強化され、さらにこの働きかけは 7 月 1 日付の厚生労働省保険局医療課通知の発出につながるなど、具体的な制度改善につながりました。

<https://www.shaho.co.jp/wp-content/uploads/2026/07/260701t1.pdf>

(社会保険研究所 HP より)

また、令和 9 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた議論が本格化し、報酬改定検討チームや主幹課長会議資料を分析しながら、自治体負担を軽減することと重度訪問介護や地域生活支援の充実に向けた国庫負担基準に改めることに言及した意見書を提出し、7 月にヒアリングに臨みます。6 月 30 日には「第 5 回障害者の地域生活も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」が再開され、引き続き構成員として参加しました。

ホームページに掲載した記事・報告

■ 第 2 回フォーラム「重い障害のある人が自分らしく生きるために 重症心身障害を有する人の地域生活支援をいかに進めるか?」開催報告(キリン福祉財団助成事業)

2026 年 2 月 24 日(火)に、フォーラム「重い障害のある人が自分らしく生きるために」を、オンラインで開催しました。当日は 200 人を超える方々がご視聴くださいました。

今回のフォーラムでは、テーマを「『重症心身障害』を有する人の地域生活支援をいかに進めるか?」に定め、障害当事者、支援者、行政、療養介護事業に従事する専門家などを登壇者に迎えて実施しました。

シンポジウムでは、重症心身障害施策(調査研究事業含め)の現状共有とこれからの方向を参加者皆で確認することを目指すものでした。

シンポジストの立場は多様ですが、療養介護の在り方に言及する見解や、今後の報酬改定や制度改正をふまえて重症心身障害を含むすべての障害者の地域での暮らしを進めるための検討の必要を指摘する見解が挙がりました。



「療養介護の在り方に係る調査研究」の結果が取りまとめられるとともに、その結果は、今後の報酬改定等の参考になっていきます。制度動向を注視するとともに、「あらゆる障害のある人が自分らしく生きる」ことを目指した各地の実践を応援したいと思います。

重症心身障害を有する人々の地域生活は「特別な人だからできる」実践ではなく、誰もが希望に応じて行えるものにしていく必要があります。このフォーラムは障害者福祉に関する価値観や制度の転換を求めて行われました。

■【ポイントまとめ】「入所施設と自立生活センターが連携した地域移行」DPI 全国集会「地域生活分科会」報告・感想

「入所施設と自立生活センターが連携した地域移行」をテーマに、地域での自立生活を実現した事例をもとに、本人の意思確認や関係機関の連携の重要性について議論しました。地域移行を実際に進めるために、入所施設と自立生活センターがどのように連携できるかを考える分科会となりました。

CIL いろはの八木郷太さんからは、二つの地域移行支援事例が報告されました。一つ目は、本人が地域移行を希望しているものの、施設側の反対やコロナ禍による面会・外出制限があり、電話でのピアサポートなどを続けながら、二年以上かけて自立生活を実現した事例です。二つ目は山田達也さんの事例で、施設側の理解もあり、外出やイベントへの参加、自立体験室の利用などを通じて、比較的スムーズに準備を進めることができました。

入所施設「ありすの杜」の相談員、大津真由美さんは、山田さんが本当に施設入所を望んでいるのか疑問を持ち、本人に丁寧に確認したところ、「地域で暮らしたい」という思いが明らかになったと報告しました。そこで、施設を最終的な生活の場ではなく、地域移行の準備をするための「通過点」と位置づけ、CIL いろはに支援を依頼しました。ピアサポートを受ける中で、山田さんの表情が柔らかくなり、おしゃれや自己表現を楽しむ姿が戻ってきたといいます。

山田さん本人も登壇し、自立生活後の暮らしを笑顔で語りました。「自立してから一番楽しかったことは」と聞かれ、「今日ここに來られたこと」と答えた姿が印象的でした。

田中恵美子さんは、自立体験室などを活用して徐々に生活を組み立てる自立生活センターの役割、本人の希望に寄り添う権利擁護、組織を動かす相談員の役割を評価しました。大切なのは「できるか、できないか」ではなく、「本人がどうしたいか」を確認することです。今後は、地域移行支援の仕組みに自立生活センターが正式に関わり、それぞれの専門性を生かして連携することが求められます。今回の実践が各地に広がり、地域移行支援の新たなスタンダードになることが期待されます。



▽地域生活部会の活動記事全文は、以下 QR コードから一覧でお読みいただけます！



2. バリアフリー部会

○小規模店舗のバリアフリー

2月の国交省建築設計標準フォローアップ会議では、小規模店舗のバリアフリー化について事業者ヒアリングを実施し、難しい事情についての報告がされたが、大きな進展はありませんでした。そこで、5月のDPI全国集会で、「食べたいものでお店を選べる社会へ！～小規模店舗と歴史的建造物のバリアフリー義務基準の策定を～」を実施し、盛山正仁衆議院議員、赤羽一嘉衆議院議員をお招きしてシンポジウムを実施した。お二人とも長年バリアフリー施策に熱心に取り組んでこられた方で、小規模店舗のバリアフリー化についても取り組むと力強い発言がありました。その後は、国交省住宅局とも個別に話し合いを続けており、秋のフォローアップ会議を目処にして、ワーキンググループの立ち上げを働きかけて行きたいと思っています。

○Jリーグ MUFG スタジアムにおける車椅子席リーグ統一ガイドライン運用開始

MUFG スタジアム（国立競技場）は車いす席が500席あるのですが、主催者によっては一部の席しか販売しない、制約を設ける等の問題が繰り返されていました。これを改善するために、Jリーグとは数年前から定期的に話し合いを続け、Jリーグは今年からJリーグチームがMUFGスタジアムで試合をする時の車いす席の運用についてガイドラインを策定してくださいました。DPIが求めていたことを盛り込んでいただき、とても良い内容になっています。昨年11月と今年の5月には車いす席の運用状況をチェックするためにJリーグの方と一緒に視察も行い、概ねガイドライン通りに運用されていることを確認しました。

この問題はサッカーに限らず、様々なスポーツ、コンサート等でも起きており、国として統一的なガイドラインを策定するようにスポーツ庁とも継続して話し合いをしています。現在、スポーツやコンサートでの困りごと調査を実施しており、そのアンケート結果をまとめて改めて国へ働きかけて行きたいと考えています。

○その他

昨年からはまったTOJISHA-UDの取り組みは6月に豊中市で第2回目のセミナーを実施しました。船のバリアフリー基準の見直しについて、国交省海事局と意見交換を実施し、新幹線のWEB予約実施等も引き続き働きかけを行なっています。

ホームページに掲載・報告した記事

■JR 東海でも新幹線車いす席&障害者割引乗車券のWEB予約・決済が始まります！

東海道新幹線車いす席のWEBでの予約・決済が、今年の秋から出来るようになります。従来はWEBでは障害者割引乗車券を購入できなかったのですが、これが改善されるそうです。

障害者手帳を交付されている方で、マイナポータルから取得した手帳情報をもとに販売するという仕組みです。



■第19期バリアフリー障害当事者リーダー養成研修 in 東京 実行委員会結成! ~今年は11月7-9日戸山サンライズで実施します ぜひ来てね!~



バリアフリーの運動を各地で担ってくれる障害当事者リーダーの養成を目指し、毎年「バリアフリー障害当事者リーダー養成研修」を各地で開催しています。今年は11月7-9日に東京の戸山サンライズで開催します。

この準備に取り組む実行委員会を3月11日に立ち上げました。地元東京のメンバーだけでなく、茨城や奈良のメンバーも入ってくれました。実行委員会は毎月開催し、これから11月の養成研修の準備を進めていきます。当事者参画を進める実り多い研修にしたいと思っていますので、ぜひ、全国からご参加下さい。

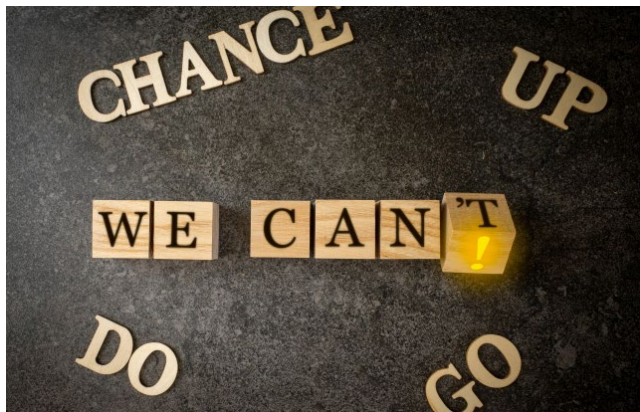
■4月21日(火)行政と障害者運動の協力で社会は大きく進展する~新幹線のバリアフリー対策~(DPI 日本会議共催イベント)

東京オリンピック・パラリンピックに向けて世界最高水準のバリアフリー環境を有する高速鉄道の実現を目指し、2019年12月に「新幹線のバリアフリー対策検討会」が始まりました。障害者団体が新基準を提案するも、事業者の合意は得られず困難を極めたが、国交省は全力で新基準の策定に取り組み、2020年10月に基準を改正し、新造車両の車椅子用フリースペースの設置を義務付けました。

当時、鉄道局長としてこの画期的な改革を先導した水嶋事務次官をお招きし、DPI 日本会議佐藤事務局長とともに、取り組みを振り返り、研究者も加わって誰もが共に生きる共生社会の実現のために、行政と障害者団体、研究者の協力について考えるイベントが開催されました。



■JICA 障害当事者の意見を反映した政策形成 / Voices of persons with disabilities change society のご紹介



JICA が素晴らしいビデオを作ってくれました。八代英太さん、アビリティーズ・ケアネットの伊東弘泰会長、盛山正仁衆議院議員がお話しされています。

障害当事者の運動、2000年に交通バリアフリー法ができた頃の話など非常に興味深いです。下記 QR コードからは是非ご覧ください。



■【視察報告】日本最高水準のバリアフリー パロマ瑞穂スタジアムオープン！ 2026 年アジア競技大会・アジアパラ競技大会メインスタジアム完成



4 月 19 日(日)に名古屋市内に新築されたパロマ瑞穂スタジアムがオープンし、視察に行ってきました。今秋に愛知・名古屋で開催されるアジア競技大会・アジアパラ競技大会のメイン会場として建設された陸上競技場で、この日は名古屋グランパスとアビスパ福岡のサッカーの試合がありました。

総席数は約 3 万席で、車いす席は 303 席と、1%以上もあるのです。昨年 6 月に施行されたバリアフリー法の義務基準は 0.5%以上ですから、大幅に上回っています。

1 階上部にぐるっと一周車いす席があり、サイトラインも十分確保されており、とても見やすいです。バリアフリートイレもたくさんあり、カームダウン・クールダウン室も完備し、落ち着けるように防音で、壁はぶつかっても怪我をしないように弾力のある素材でできています。

売店のカウンターの高さは全て車いすで使えるように低くなっており、移動ルートも健常者と分けることなく一緒に移動できます。入場口は 3 階にありますが、30 人乗りの大型エレベーターと傾斜 1/20 の緩やかなスロープが複数あって、バリアフリールートが複数確保されています。国立競技場と並ぶ(むしろ追い越している)バリアフリー整備の素晴らしいスタジアムでした。

■【ご報告】障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟総会出席～情報アクセシビリティ関連3法の施策報告会～

2026年5月14日、参議院議員会館にて「障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟」が開催され、伊藤芳浩 DPI 日本会議特別常任委員と佐藤聡 DPI 日本会議事務局長が一緒に出席いたしました。

(IGB の HP から転載)



■JR 北海道 富良野線ラベンダー畑駅で乗務員によるスロープ介助（試行）がスタートします！



携帯スロープを使った乗務員による車椅子の乗降介助が広がっていますが、ついに JR 北海道でも始まります。富良野線ラベンダー畑駅で試行事業として実施されます。ぜひ、お近くの方、旅行で行かれる方は利用してみてください。

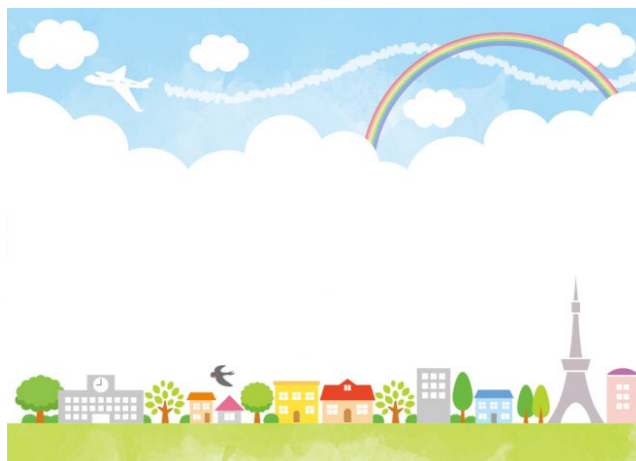
- ・対象駅：富良野線ラベンダー畑駅（無人駅）
- ・対象列車：富良野・美瑛ノロッコ号
- ・試行期間：2026年6月6日（土）～9月23日（水）

■【6/26（金）開催】第2回建築プロジェクトの当事者参画を推進する「TOJISHA-UD プラットフォーム」主催セミナー in 豊中

バリアフリーやユニバーサルデザインは社会環境を構築する重要課題ですが、同時に日々新たなバリアが生み出されています。

私たちは、その要因解明とバリアの除去には当事者参画が不可欠であるとの認識から、2025年5月、国土交通省から発出された「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」の普及と支援を図るために、日本福祉のまちづくり学会、日本建築士会連合会、DPI 日本会議、日本視覚障害者団体連合と共同で建築プロジェクトにおける当事者参画を推進する「TOJISHA-UD プラットフォーム」を設立しました。

プラットフォームでは、①当事者、設計者、行政等への当事者参画相談事業、②当事者参画の意義と進め方を理解するセミナーなどの人材育成事業、③各地の好事例を収集し、知見や経験を発信するナレッジ発信事業を主たる活動としています。



今回は、大阪・関西地区の中でも当事者参画が進む豊中市を会場に、建築プロジェクト等における障害者等の当事者参画をより一層推進するための第2回 TOJISHA-UD セミナーを開催しました。

■【6月23日(火)開催】旅客船におけるバリアフリー化推進セミナー@東京



共生社会を実現するため、“誰もが使いやすい”という視点で、施設やサービスを作り上げることが求められます。特にハード面は、一度整備すると、容易に改善できないことも多く、設計段階から障害当事者の参加や利用を想定したきめ細やかな配慮が必要となります。本セミナーでは、当事者参加の意義や意見の取り入れ方、今後の旅客船におけるバリアフリー化整備のあり方を考えるため開催されました。

■障害者の観戦・観劇環境整備への取り組み ～MUFG スタジアムにおける車椅子席リーグ統一運用ガイドラインの試験運用～



DPI では、Jリーグのクラブが主催する MUFG スタジアム（国立競技場）での試合において、車いす席を適切に運用するように働きかけを行っております。MUFG スタジアムは東京オリパラのメイン会場として 2019 年に建設されたもので、DPI も構成員として加わったユニバーサルデザインワークショップ（UD/WS）が実施され、多様な障害当事者の意見反映が行われました。世界最高水準のバリアフリー整備が実現し、車いす席も 500 席あります。しかし、主催者によっては車いす席を一部しか販売しない、様々な制約を設けるなどの不適切な対応がありました。建物は十分にバリアフリー整備されているのに、主催者が適切に運用できていないという非常に残念な状況でした。そこで、Jリーグに働きかけを行い、どのような問題が起きているか、どういう運用をしてほしいかということを通じて話し合ってきました。Jリーグは「MUFGスタジアムにおける車椅子席リーグ統一運用ガイドライン」を策定し、今年の2月から試験運用を始めてくださいました。

具体的な内容は以下の通りです。

- 1.1 層目の車椅子席はすべてのエリアで観戦可能なチケットを販売します

対象エリア:メインスタンド、バックスタンド、ホームゴール裏、ビジターゴール裏

2. 車椅子席はゾーン指定の自由席にて販売・運営します

メインスタンド、バックスタンド、ホームゴール裏、ビジターゴール裏の 4 つのゾーン区分を設け、その中で当日先着順にてお好きな席を選べる運用とします

3. 2 名以上の介添・同伴者と並んで観戦可能となるよう車椅子席のチケットを販売・運営します

これまで介添・同伴者は車椅子席利用者 1 名に対し 1 名のみ認められるケースが多い運用でしたが車椅子席エリアでもご家族やご友人など複数名でご観戦いただきやすくなります(※)

※介添・同伴者の上限人数は主管(ホームクラブもしくはJリーグ)によって異なります。

今回策定していただいたガイドラインは MUFG スタジアムでの試合に限定されたものですが、将来的にはこれをベースに全国のクラブの試合で適切な運用がされるように働きかけていきたいと思っています。またサッカーに限らず、全てのスポーツや演劇・コンサート等でも、様々な障害者が健常者と一緒に観戦・観劇を楽しめるように、これからも働きかけを続けていきたいと思っています。

■【※募集終了】第 19 期バリアフリー障害当事者リーダー養成研修 in 東京

2026年度 東京開催

第 19 期

**バリアフリー障害当事者
リーダー養成研修**

今年もやってきました、バリアフリー障害当事者リーダー養成研修！
全国でバリアフリー整備を推進するための絶好の機会です！
あなたの地域のバリアフリー化を進めるリーダーになりませんか？

11/7(土) 13:00～ 20:30 ※交流会含む	11/8(日) 9:30～ (スタジアム 等観戦予定)	11/9(月) 9:30～ 13:00
--------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------

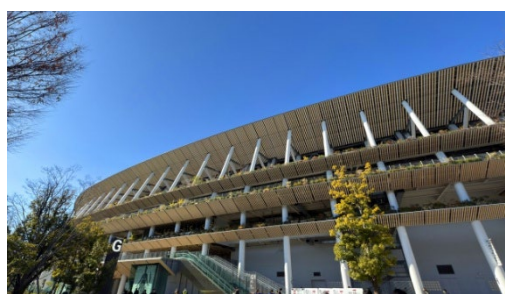
全日程参加必須
研修費:15000円
別途スタジアム観戦・
宿泊・交流会・交通費
が各自必要

この研修会は、全国各地でバリアフリー整備を推進するために、中心となって活動する障害当事者の育成を目指したものです。2007 年にスタートし、年度ごとに場所を変えて全国各地で開催してきました。今年度は下記の日程で開催し、全国から約 30 人の様々な障害当事者が集まり、2泊3日で研修を行います。先進的なスタジアムの視察を行い、講義やグループワークを通じて、最新のバリアフリーの取り組み、法制度等を学び、それ

ぞれの地元での取り組みに活かすことを目的とします。

■【※募集終了】コンサートやスポーツ観戦等で困ったことアンケート(障害者対象)

「東京オリパラを契機として、スタジアムのバリアフリー化が大きく進展しました。車いす席が増え、磁気ループ席も設けられたスタジアムやアリーナが全国で続々と建設されています。しかし、行ってみると、車いす席はたくさんあるのに一部しか販売されていない、席を選んで買えない、チケットの入手方法が健常者と違って煩雑、磁気ループ席を選んで買えないといった問題が起きています。



そこで、DPI 日本会議と VER SPORTS BASE が協力して実態調査を行い、それを元に国に改善を働きかけたいと考えております。新しい施設に対応した販売方法を事業者が考えていない、わからないことが原因だと考えています。現在は事業者ごとにバラバラの対応ですので、国に統一したガイドラインを作成することを求めていると思います。スポーツだけでなく、コンサート、演劇等なんでも結構です。」という趣旨目的で、事例募集を行いました。

■【ポイントまとめ】「食べたいものでお店を選べる社会へ！ ～小規模店舗と歴史的建造物のバリアフリー義務基準の策定を～」DPI 全国集会「全体会」報告・感想



2000 年に交通バリアフリー法が施行され、日本の公共交通機関のバリアフリー化は劇的に進展しました。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機として 2 回バリアフリー法が改正され、新幹線や特急のバリアフリー基準の引き上げ、ホームの段差と隙間の目安値の策定、劇場やスタジアムのバリアフリー基準の策定等、大きく進展しています。

一方で、建物のバリアフリー基準は 1994 年のハートビル法以来ほとんど進展がありません。小規模店舗や共同住宅は義務基準がないため、バリアフリー化は全く進んでいません。電車やバスに乗って移動はできるようになったが、お店には入れない、住める住宅がないという状況が続いているのです。

DPI では長年に渡って小規模店舗のバリアフリー義務基準の策定を国交省に要請しており、ようやく検討が始まりつつあります。誰もが日常的にお店を利用できるようにするためには、新規開店するお店は最低限のバリアフリー整備を義務付けることが不可欠です。これまでバリアフリーに熱心に取り組んでこられた与野党の国会議員をお迎えし、小規模店舗のバリアフリー整備の基準策定について議論することにしました。

また、名古屋城天守閣の木造復元計画では、「史実に忠実な復元」の名のもとにエレベーターを設置しない計画で、地元障害者団体が反発し、市主催の討論会で差別発言もあり、社会問題となっています。諸外国では歴史的建造物のアクセシビリティ基準が策定されてバリアフリー整備が進んでいるが、日本にはありません。歴史的建造物のアクセシビリティ基準の策定についても議論しました。

DPI としては、この 2 つは重要課題と位置づけており、義務基準の策定を目指しています。今回のシンポジウムで、盛山議員、赤羽議員から前向きなご発言をいただいたので、強力な味方が出来たと思い、連携して取り組んで行きたいです。

■誰もが「居心地よく、自立して動ける街」へ——当事者参画が変える建築の未来「TOJISHA-UD プラットフォーム」主催セミナー in 豊中レポート



2026 年 6 月 26 日（金）、大阪府豊中市で「第 2 回 建築プロジェクトの当事者参画を推進する『TOJISHA-UD プラットフォーム』主催セミナー in 豊中」が開催されました。

このセミナーは官民が一体となって街・公共交通機関・公共施設のバリアフリーを進めていく中でどんな事が必要なのかを各地の好事例を交えながら共有することを目的としています。

セミナーの前半では、官民における制度と仕組みづくりの現状と課題が共有されました。国土交通省からは、

昨年 5 月に策定された「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」の意義が語られました。

会場となった豊中市は、独自の「10 の原則」の策定（平成 14 年）や、平成 16 年から導入された「バリアフリーチェックシステム」など、当事者参画をシステム化してきた歴史を持ちます。また、大阪府では大阪・関西万博の先導的な UD 基準を反映した新ガイドラインの改訂を進めており、小規模店舗の改修やソフト対応を分冊化して普及させる動きを見せています。兵庫県でも平成 17 年から障害のある当事者による「まち検証」を重ね、専門家と共同で施設を点検・助言する「アドバイザー登録制度」を創設するなど、関西圏の仕組みは確実に進化しています。

DPI 日本会議の尾上浩二氏からは、大阪の地下鉄における段差・隙間解消や扉位置の点字表示などの前進が語られた一方、当初の万博 UD ガイドラインが国際基準から乖離していた問題が指摘されました。これに対し、近畿分科会などの当事者が声を上げ、三星昭宏教授を会長とする検討会を通じて約 1,800 項目に及ぶ車いす席の分散配置などの改善を勝ち取ったといいます。障害者権利条約の批准を背景に、「当事者の意見を聞かない『なんちゃって UD』から脱却し、誰もが本当に使いやすい UD へ昇華させるべきだ」という言葉がありました。

当事者抜きで良かれと思って作ったバリアフリーは、当該当事者はもちろんですが、場合によってはその配慮がかえって当事者や他の人にとって使いにくくなってしまいます。今ある多くの建造物は旧式の基準で造られていてこの様なケースが往々にしてあるのではないのでしょうか。

▽バリアフリー部会の活動記事全文は、以下 QR コードから一覧でお読みいただけます！



3. 権利擁護部会

○成年後見制度見直し DPI 全国集会権利擁護分科会

一度始めると死ぬまでやめられない、本人の意思を無視される、後見人を変えられないといった大きな問題があった成年後見制度は、昨年から見直しの議論が進み、本年 6 月に法改正されました。DPI では法務省のヒアリングに参加するなど取り組んできましたが、5 月の DPI 全国集会では分科会を開き、法制審議会民法部会委員でもある青木佳史弁護士をお招きし、法改正の概要を解説いただきました。後見・保佐・補助の3類型が補助に一本化され、包括的代理権は廃止され、特定の法律行為のみを対象とする特定補助制度が作られることになり、終了も可能となり、補助人を変えることもできるようになります。改正法は 2028 年半ば頃に施行される見込みです。

○障害を理由とした差別に関する相談

2 月によみうりランド内にオープンした「ポケパークカントー」が、車いす使用者の入場を拒否していることがわかり、改善の働きかけを行いました。ホームページに「ご入場いただけない方 安全管理上、障がいの程度や介助者の有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する方はご入場いただけません。車いすまたはベビーカーをご利用の方」という記載があり、障害を理由に一律に車いす使用者を排除しており、障害者差別解消法の不当な差別的取扱いに当たると考え、相談窓口である経済産業省に申し入れをしました。その後、事業者と2回の話し合いを行い、事業者は HP の差別的表記の削除、スタッフの研修の実施、階段昇降機の導入等の取り組みを行っています。長期的な改善課題もあり、継続して話し合いを続けています。

コンサートでの介助者の同行に関する取り組みも行いました。あるコンサートの抽選申し込みに、介助者の同行が必要な障害者がチケットに当選した場合、介助者の同行が認められるのか SNS 上で問題となり、DPI が経産省に申し入れを行いました。事業者からは、当選した人が介助者が必要であれば個別に認めるという回答を引き出しました。

他にも、入浴施設での車椅子を理由とした拒否等の相談があり、差別解消法の窓口への申し入れを行なっています。

ホームページに掲載した記事・報告

■【募集終了】金融機関で困ったこと、良い対応事例をアンケートで募集します！

3 月に金融庁の主催で、障害者団体と金融機関団体との意見交換会が開かれました。ここで、障害者が銀行等の窓口対応で困ったこと、または良い事例を提出するため、事例募集を行いました。

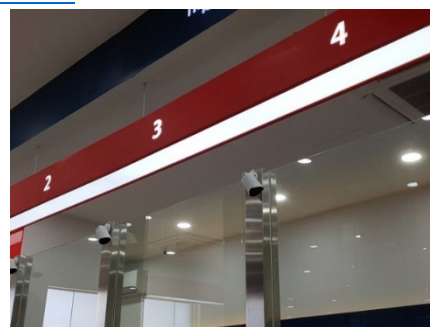
以前寄せられた事例では、以下のようなものがありました。

(脳性麻痺) 私は手が不自由なので、行員に代筆依頼をしたのですが、新規口座開設時には、絶対に「ヘルパーを連れてこい」と言われました。「責任は私がとります」と言ってもダメで、結局ヘルパーを同行させないと対応してもらえませんでした。

(脳性麻痺) ある金融機関では、ヘルパーに同行してもらい行きましたが、「保護者の同意はあるか」という屈辱的な言葉を浴びました。

(上肢に障害あり) ATM 利用で職員に暗証番号の代理入力をお願いしたが、拒否された。

(視覚障害、上肢障害) 自署を求められたので、銀行員に代筆をお願いしたが拒否された。



■【アーカイブ動画公開】2月20日「障害者」をとりまく法制度のバリア 欠格条項、最高裁も大法廷で審理へ
(手話、字幕あり)

2026年2月20日に開催したオンラインイベント「『障害者』をとりまく法制度のバリア 欠格条項、最高裁も大法廷で審理へ!」のアーカイブ動画を公開しました。

動画上に手話通訳・字幕があります。右 QR コードから是非ご覧ください。



■【7/22(水)開催】「相模原障害者殺傷事件から10年 津久井やまゆり園の犠牲者を追悼し、インクルーシブ社会を目指す会」～犠牲者を追悼し、優生思想を許さない! 脱施設とインクルーシブ教育を進めよう!～



2016年7月26日、神奈川県相模原市にある障害者入所施設・津久井やまゆり園で19名の障害者が殺められ、27名が負傷させられた「相模原障害者殺傷事件」が起きました。

事件を起こした植松聖は、「障害者は不幸をつくりだす存在であり、いなくなればいい」と主張しました。優生思想に基づく犯行であり、問われるべきは、事件を生み出した社会のあり方でした。

分離教育、入所施設中心の政策、そして、優生保護法のもと優生思想を根づかせてきた歴史等との関係が検証され、施策の大転換が必要だったが、果たして10年経って、日本は変わったのでしょうか。

事件から10年を迎える7月に、犠牲者への追悼と共に、障害の有無によって分け隔てられることのないインクルーシブな社会の実現に向けて、優生思想を許さず、脱施設、インクルーシブ教育を推進するために、集会とアピール行進を行いました。

■7月17日(金)アメリカの自立生活運動のリーダー セス・ホデレウスキー講演会 ～トランプ減税法で介助制度予算切り下げ、アメリカの障害者はいま～



アメリカでは、トランプ政権により2025年7月に減税法が成立しました。この法律の財源として公的な介助制度の予算が削減され、全米の障害者の生活が脅かされています。

アメリカの障害者はこの危機的状況にどのような運動を展開しているのか、セス・ホデレウスキー氏に現状と課題をお話いただきました。

■【ポイントまとめ】「大きく変わる成年後見制度！制度や現場、何が変わるのか、課題は何かを整理する」DPI 全国集会「権利擁護分科会」報告・感想



成年後見制度が大きく変わります。この報告が公開されたころには国会で民法の改正案（成年後見制度の改正案）が採択されているでしょう。従来の後見・保佐・補助という三類型をなくして、補助を中心とした制度に代わる今回の改正は、成年後見制度の前身である禁治産制度からの歴史的な流れを見ても、とても大きな改正になります。

国連障害者権利委員会からは、成年後見制度のように、一定の障害がある人たちの権利（行為能力＝契約などの「法律行為」ができる能力）を制限する差別的な法律や制度を廃止すべき、という勧告を受けています。この分科会は、改正される成年後見制度の内容、期待と課題を共有する時間となりました。

青木佳史弁護士からは、今回の改正により、後見人に認められてきた包括的な代理権が廃止され、本人の同意と具体的な必要性を前提として、特定の法律行為に限り代理権や同意権を付与する仕組みに変わることが説明されました。また、本人の判断能力が回復していなくても、他の支援によって生活できる場合には制度の利用を途中で終了できるようになり、本人の意向を尊重した意思決定支援も民法に明記される予定です。

今井友乃さんからは、虐待や金銭管理などの課題に対応するため、現場では成年後見制度に頼らざるを得ない実態がある一方、支援の本質は本人の尊厳と意思を守り、地域での孤立を防ぐことにあるとの報告がありました。制度だけに依存せず、地域住民や専門職が連携し、本人を中心に支えるまちづくりが重要です。

沖縄県自立生活センター・イルカからは、成年後見制度を利用する場合も、利用しない場合も、本人の意思を中心に置いたチーム支援の実践が紹介されました。日々の食事や健康、金銭管理について、失敗も含めて本人と対話を重ね、その人に合った方法を探していく姿勢は、意思決定支援の本質を示すものでした。

DPIは、成年後見制度を、障害者や認知症のある人の権利を制限する制度と捉えています。今回の改正は権利侵害を減らす可能性を持つ一歩前進ですが、実際の運用を継続して確認する必要があります。最終的に目指すのは、成年後見制度がなくても、誰もが地域で安心して暮らし、自分の人生を自分で選べる社会です。

今回の分科会で共有された課題と実践を、今後の制度の見直しや地域での支援に生かし、さらに議論を深めていきたいと思っています。

▽権利擁護部会の活動記事全文は、以下 QR コードから一覽でお読みいただけます！



4. 国際部会

サタール世界評議会新会長が6月の障害者権利条約締約国会議で、DPIのプレゼンスをアピールしました。アジア太平洋評議会は、来年のアジア太平洋障害者の十年中間年でのESCAPワーキンググループで議論される分析枠組案を検討しました。JICA関連のプロジェクトも増えてきました。

①草の根事業「南アフリカ国障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」では、2月の現地訪問で中間評価も実施した。3月には評価報告会も開催しました。5月の現地訪問では、ハウテン州政府と新規ターゲットエリアでの事業の協議などを行いました。

②新たに2026～2028年度課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」を実施することになり、今年はオンライン事前研修から始まり、10月の自立支援センターぱあとなあでの研修を交え実施予定です。

③今年度は技術協力プロジェクトとしてドミニカ共和国での障害主流化の活動が継続されます。

④ブラジルインクルーシブ保健プロジェクトでは、ブラジル政府の討議議事録の署名が遅れている期間での現地の意欲継続のため、調査団に加わった。署名はやっと6月末に行われました。

⑤パラグアイの差別解消のプロジェクトでは、2月に東俊裕氏が現地訪問。5月には15名が来日し、ヒューマンネットワーク熊本が熊本での研修を担いました。

⑥DPI北海道が受託しているJICA北海道センターの障害者就労支援コースは、8月に8カ国から行政官を中心に参加が決定しています。

⑦「JICA プロジェクトヒストリー TAMPOPO」の本は、英語・ポルトガル語・スペイン語に翻訳され配布先リストを確認中です。

⑧受託した第1期JICA障害主流化ガイダンスノートの完成報告会が、2月にありました。ジェンダー、IT化など12分野での第2期も再委託の予定です。

SDGs ジャパンにも活発に参加し、2月のバンコクでの国連SDGs地域会議にSDGジャパンの一員として出席しました。同時期の国連大学でのSDGsジャパン法人設立9周年イベントでも登壇しました。

ホームページに掲載した記事・報告

■ JICA 国際協力賞 元 DPI 議長の高嶺豊さん、コスタリカのウェンディさんが受賞！



国際協力機構（JICA）は、1 月 21 日に開発途上国の社会と経済の発展に貢献した個人・団体を表彰する「第2回 JICA 国際協力賞」の授賞式を開き、高嶺豊さん（エンパワメント沖縄理事長）と、ウェンディ・バランテスさん（コスタリカの自立生活センターモルフォ代表）が表彰されました。

高嶺豊さんは元 DPI 議長で、1990 年代に国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）に勤め、アジアの障害者の支援を行い、帰国後はエンパワメント沖縄を立ち上げ、JICA の課題別研修を実施し、長年に渡って途上国での障害者の社会参加を支援して来られました。

ウェンディさんは、DPI 加盟団体のメインストリーム協会が長年支援しているコスタリカの自立生活センターモルフォの代表で、メインストリーム協会研修を受け、仲間と共に自立生活センターを立ち上げ、介助派遣制度を法制化する「障害者自立推進法」の制定に尽力されました。2020 年からは「中南米地域障害者自立生活ネットワーク（RELAVIN）」を立ち上げ、自国の取り組みを中南米各国に広げる活動も展開しています。

■ 3 月 5 日（木）「南アフリカ国障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」

中間報告会（JICA 草の根協力事業）



2026 年 3 月 5 日、JICA 東京別館にて、JICA 草の根技術協力事業「南アフリカ国障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」の中間報告会を開催しました。

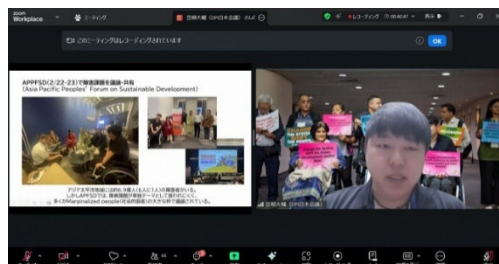
本事業は、南アフリカのハウテン州における障害のある人の自立生活を促進することを目的として、2013 年に DPI 日本会議の加盟団体であるヒューマンケア協会により開始され、その後 DPI 日本会議に引き継がれて実施されてきたものです。

これまでの取り組みを通じて、ヨハネスブルグ市のソウェト地区とエクルレニ市のジャーミストン地区の 2 か所にソウェト自立生活センター（ILC）およびレメロス ILC が設立され、障害当事者によるピア・カウンセリングや自立生活プログラム、介助サービスの提供、住宅改造や移送サービスの試みなどが進められてきました。

現在進行中のフェーズ 3 では、これまでの成果を基盤としながら、ハウテン州全域に自立生活の理念と実践を広げていくことを目指しています。今回の報告会では、事業の全体像とこれまでの歩み、2026 年 2 月に実施した中間評価ミッションの報告、そして今後の活動の方向性について共有しました。

■SDGs ジャパン9周年記念イベントで障害問題が取り上げられました

SDGs 市民社会ネットワーク（SDGs ジャパン）が9周年を迎え、2 月 27 日に国連大学エリザベスホールで記念イベント『SDGs ジャパンのこれまでとこれから～市民社会から SDGs 達成にできること～』をハイブリッドで開催しました。第一部のバンコクでの ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）での「持続可能な開発に関するアジア太平洋フォーラム（APFSD）」からの中継、さらに「情報提供」と題した第二部の両方で発言ができました。



第一部では DPI 日本会議を代表して SDGs ジャパンの一員として会議に派遣された笠柳大輔氏が、アジア太平洋地域では 6 名に 1 人が障害者であるのに SDGs では障害者に関する取り組みが少ないこと、まだまだ未達成な分野が多いこと、会場のアクセシビリティの問題、他のアジア太平洋の障害のある参加者と協力し会場

で意見提起できたことや、ネットワークが広がったなどの報告がありました。

■JICA 課題別研修フォローアップ報告① — ケニア訪問レポート

2026 年 1 月 21 日から 2 月 8 日にかけて、JICA 課題別研修のフォローアップとアフリカ調査の一環として、ケニアおよび南アフリカを訪問しました。

今回の訪問の主な目的は、2023 年から 2025 年にかけて JICA 課題別研修に参加した帰国研修員のアクションプランの進捗を確認し、それぞれの地域でどのような実践が始まり、どのような課題に直面しているのかを把握することでした。調査には JICA 社会保障チームの原田さん、CIL ぱあとなあの地村さん、介助者 2 名（澤田さん、町田さん）、そして DPI 日本会議から笠柳が参加しました。

今回フォローアップした主なテーマは、南アフリカにおける自立生活センターの発展、インクルーシブでアクセシブルな住宅の推進、そしてケニアにおける障害者主導のインクルーシブな政策形成や、リソースセンターの設立などでした。いずれも、単なる福祉サービスの拡充にとどまらず、障害者が地域で主体的に生きるための基盤づくりに関わる重要な課題です。



今回のケニア訪問では、法律や制度の前進が見られる一方で、それを現場で実施し、障害のある人の暮らしの改善につなげていくためには、資金、人材、経験、ネットワークといった基盤がまだ大きく不足していることを改めて実感しました。

各地で出会った当事者リーダーや支援者たちは、限られた資源の中でも粘り強く取り組みを進めており、その姿からは大きな可能性と希望も感じました。今回の調査は、制度と現実のあいだにある隔たりを見つめながら、そこをどう埋めていくのかを考える貴重な機会となりました。

■JICA 課題別研修フォローアップ報告② — 南アフリカ訪問レポート

南アフリカには 2 月 3 日から 8 日にかけて滞在しました。

南アフリカでは、DPI 日本会議が自立生活支援に関するプロジェクトを実施してきたこともあり、自立生活運動や障害者団体の実践が一定程度積み重ねられ、制度や活動の土台が築かれていました。その一方で、活動の持続性、リーダーの世代交代、財政制約、そして住宅政策の限界といった課題も浮かび上がってきました。

今回の訪問を通して、これまで日本で課題別研修に参加した研修員たちの実情やアクションプランの進捗を実際に見ることができました。また、ケニアや南アフリカにおける法制度と現場の状況の両方に触れることで、今後この課題別研修を進めていくうえで多くの学びを得ることができました。



今回の2か国の訪問を比較すると、ケニアでは制度や理念の前進に対して実施基盤が大きく不足していること、南アフリカでは実践の蓄積がある一方で、その持続性や拡張性、住宅政策との接続に課題があることが見えてきました。

課題の現れ方は異なりますが、どちらにも共通していたのは、障害者が地域で主体的に生きるためには、制度だけでも、現場の努力だけでも足りず、それらを支える財政・人材・ネットワーク・地域資源が不可欠だということでした。

今後は、今回の振り返りで得た知識やネットワークを生かしながら、障害者権利条約（CRPD）の理念の種を各地にまき、障害者運動のさらなる発展につなげていけるよう努めていきたいと思っています。

■ APFSD2026 参加報告—障害当事者の声を地域の持続可能な開発へ—

2026年2月22日から23日にかけて、タイ・バンコクで開催された「Asia Pacific Peoples' Forum on Sustainable Development 2026 (APFSD)」に参加し、続いて2月24日から27日まで開かれた「Asia-Pacific Forum on Sustainable Development (APFSD)」に出席しました。

APFSDは、アジア太平洋地域におけるSDGs（持続可能な開発目標）の進捗や課題について、各国政府、国連関係機関、市民社会などが意見交換を行う地域会議です。

一方、その直前に開催されるAPPFSDは、市民社会側がそれぞれの現場で起きている課題を持ち寄り、APFSD本会議に向けて提言を整理するための重要な場です。政府間会議だけでは十分に届きにくい当事者の声を持ち込み、「誰ひとり取り残さない」というSDGsの原則を実質化するうえで、大きな意味を持っています。

今後、SDGsの達成期限である2030年が近づく中で、単に目標の進捗を確認するだけでなく、その先の「Beyond SDGs」を見据えた議論も重要になります。その中で、障害の視点を防災、都市、交通、教育、エネルギー、国際協力などあらゆる分野に横断的に組み込み、当事者の参加を前提とした政策づくりを進めていくことが求められます。

DPI日本会議としても、今回得られた地域のネットワークと学びを生かしながら、アジア太平洋地域の仲間たちと連携し、障害インクルージョンの実現に向けた発信と提言を引き続き強めていきます。



■南アフリカでの草の根技術協力事業、現地での動き VoL. I



現在、南アフリカのハウテン州ではソウェト ILC とレメロス ILC の2か所の自立生活センターが運営されていますが、JICA 草の根技術協力事業「南アフリカ国障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」として実施しているフェーズ3では、ハウテン州全域の 5 市・地域に自立生活センターが設立されるようにするための取り組みを行っています。

具体的には、ソウェト ILC とレメロス ILC を中心に、ツワネ市、セディベン郡、ウェストランド郡など新たな地域での人材育成やセミナー開催、支援体制づくりが進められています。

▽国際部会の活動記事全文は、以下 QR コードから一覧でお読みいただけます！



5. 教育部会

2026 年上半期の教育部会関係では、以下の取り組みを行いました。

○東京大学大学院との連携によるフルインクルーシブ教育事業

東京大学の全学部生を対象にした集中講座(1単位)を2月17日～20日に実施。昨年と同様「NPO 法人境を超えて」が行う「カリキュラム化プロジェクト」を基に、当該法人と DPI・東大が協働して開催。内容は「社会モデル」「地域での介助を利用して行う自立」等を座学・実習形式で学ぶもの。東大での集中講座は2026年度も継続予定。

○1月31日「日韓インクルーシブ教育国際シンポジウム」

韓国・中部大学のキム・ギリョン教授から、韓国の特殊教育の歴史やフルインクルージョンに向かう現在の動向について、また4名の先生(日本で言う、小学校、中学校、高校、特別支援学校)からインクルーシブ教育の実情と課題についてご報告頂きました。

日本と似ている部分も多くあり、非常にイメージしやすく理解も深まる内容でした。また今回後援を頂いた東大大学院の、小国喜弘教授からもまとめの挨拶を頂きました。この取り組みは対面・オンラインのハイブリッドで開催し合計300名程ご参加頂きました。また真如苑様による助成金事業として実施しました。改めてお礼を申し上げます。(詳しくは HP をご覧ください)

○3月20日「第10回 DPI インクルーシブ教育推進フォーラム～インクルーシブな教室づくりってどうやるの?」

大分の小学校教員の田鹿大輔さんから「インクルーシブな教室づくり」、神奈川の小学校教員の水野佐知子さんから「インクルーシブ教育と学習評価」というテーマで、実践報告を頂きました。参加者は約80名。

田鹿さんからは、Yさんの担任となって、インクルーシブなクラスを作っていく取り組みについて。「しんどう子を受けられるかどうか」「教員の立ち位置をどこにとるか」「子どもを信じてまかせる」など、映像も含めた実践発表で説得力・迫力がある内容でした。水野さんからは、支援学級や不登校が増え続ける中、通常学級が変わっていかねば子どもの居場所がなくなる。現在の評価基準には問題点があり子どもを追い詰めているのではないか、という考えの下での、教育実践(習字でお手本の中の1字を含んでいるなら何の言葉を書いてもよい)などを発表して頂きました。

インクルーシブ教育を進める制度状況は厳しくはあるけれども、実践ではできることが色々あるという希望を感じることができた集会でした。

○4月23日「学習指導要領改訂について、スクールボイスプロジェクトと DPI 日本会議の共同提言」

『「多様性の包摂」ではなく、「包摂／多様性の尊重」にしてください。』『社会モデルの考え方に基づき、障害を「改善・克服する」という文言を削除してください。』

など大きく5点の提言を文科省記者会見室で行い、また前後に4名の国会議員の方に、提言内容等をお伝えしました。

DPI 日本会議からは、平野みどり議長、崔議長補佐が登壇しました。

○学校バリアフリー化の早期達成に向けて

2025年1月末から、文科省の「学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討部会」が開始され、尾上副議長が委員（日本障害フォーラム政策委員会委員）として参加し、最終報告が昨年8月22日に出了されました。

公立小中学校等施設における整備目標等を踏まえた早期のバリアフリー化に向け、2020年度から5年間推進してきたものの、まだ目標達成できておらず、2026年度から更に5年間推進期間を延長となりました。今回は目標達成のため「整備計画や方針を策定すること」「当事者参画を実施する」なども入っています。

（DPIのHPにある「オンライン講座」～「インクルーシブ教育に向け、学校バリアフリーを進めよう！全ての自治体でバリアフリー計画を」をご参照ください。）

上記、新たな5年間での大きな進捗をめざし、6月中旬、DPI加盟団体等、またJIEP（JIL教育部会）にも呼びかけ、「各自治体への要望書提出」を開始しました。

上記以外に「第75次教育研究全国集会（日教組）・インクルーシブ教育分科会」へ参加するなど、関係団体取り組みに参加・協力を進めるとともに、人権団体（国際NGO団体等）とインクルーシブ教育についての意見交換なども継続して行っています。

また小中学校・高校での学びについてなど、教育課題の相談に対して、部会で継続した取り組み・情報共有を行っています。

ホームページに掲載した記事・報告

■1月31日（土）日韓インクルーシブ教育国際シンポジウム報告

2026年1月31日、コロナ禍明けとしては久々に対面を含む国際シンポジウムを開催しました。「インクルーシブ教育を推進し、実現するための日韓国際シンポジウム」（以下、日韓国際シンポ）です。対面とオンラインのハイブリッド方式で開催しました。

本シンポジウムは、真如苑による助成金事業として実施したもので、DPI日本会議が主催し、2023年にフルインクルーシブ教育事業に関する連携協定を結んだ、東京大学大学院教育学研究科バリアフリー教育開発センター（東大バリアフリー教育開発センター）の後援をいただきました。また、韓国側のコーディネートを担当していただいた韓国DPI、そしてDPIともこれまでさまざまな活動を共にしてきた、教員などを中心とする団体であるスクールボイスプロジェクト（SVP）にも、協力団体としてご一緒していただきました。

東京大学教授の小国喜弘氏から、日本と韓国を比較しながらのコメントをいただきました。小国氏からは、「根底に強固な能力主義がある限り、インクルーシブ教育は実現できないこと」「インクルーシブ教育は能力主義を打破するものとして正面から対峙させるべきであり、今こそ闘いが必要である」という、非常に力強いお話をいただきました。

制度だけで100点満点のものを作ることはもちろんできませんし、そのような幻想を持ったこともありません。



しかし、全国的に合格点に達していない現状を、60 点、70 点へと引き上げることは可能です。

今回のシンポジウムを一つの契機として、今後も、日本における素晴らしい実践（ごく一部の地域ではありますが）と、法制度改革に着手した韓国との相互の情報共有、学び合いを継続していきたいと考えています。

■インクルーシブ教育・動画プラットフォーム 第 1 回（廣岡睦美さん／川口久雄さん）

DPI 日本会議では、インクルーシブ教育の普及啓発を目的に、これまでのイベントでご登壇いただいた方々の講演動画をまとめた「インクルーシブ教育・動画プラットフォーム」を開設しました。

当事者・家族・教育現場それぞれの視点から語られるリアルな経験や実践を、より多くの方に届けていきます。

第 1 回は、第 34 回全国集会の分科会でご登壇いただいた、次のお二人の講演動画を公開します。

① 廣岡睦美さん（ともまなネットくまもと代表）

② 川口久雄さん（益城町立広安小学校 教員）

「ともに学ぶ」ことの意味と、いま日本の教育に求められている変化を、具体的な経験から考える大きなヒントになります。以下の QR コードよりぜひご視聴ください。（手話、字幕あり）



■第 15 回オンラインミニ講座「インクルーシブ教育に向け、学校バリアフリーを進めよう！～全ての自治体でバリアフリー計画を～」

文部科学省の「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）」（2025 年 8 月 22 日付）を手がかりに、学校が“学びの場”であると同時に、災害時には地域の避難所にもなる重要な施設であることを踏まえながら、バリアフリー整備の現状と課題、そして今後求められる取組（整備計画の策定や当事者参画など）をわかりやすく解説します。

講師は DPI 日本会議 副議長の尾上浩二です。以下の QR コードより是非ご覧ください。（手話、字幕あり）



■「分けない教育」の実現へ。豊中市の共生共学の実践から群馬の未来を考えました! (「2025 タウンミーティング in ぐんま」開催報告) (麒麟福祉財団助成事業)



2026 年 2 月 21 日(土) 本タウンミーティングを、2022 年に国連障害者権利委員会から日本政府に出された総括所見(インクルーシブ教育の強い要請)を受け、地域でどのような「分けない教育」が可能かを共に考えることを目的に開催しました。

当日は、長年「共生共学」を実践している大阪府豊中市から講師を招いた講演や、行政報告、シンポジウムが行われました。現場を支えるのは、教職員同士の密な連

携です。

今回ご登壇いただいた克明小学校では「チーム先生」として、校務支援システムを活用した情報共有や、週に数回のコア会議、ミニ会議を積み重ね、一人の担任に抱え込ませない組織体制を構築しているとのことでした。

今回のタウンミーティングを通じて、インクルーシブ教育は単なる「制度」ではなく、日々の「出会い」と「工夫」の積み重ねであることを再確認しました。

■【タウンミーティング開催報告】熊本から本物のインクルーシブ教育を! (麒麟福祉財団助成事業)

2026 年 2 月 28 日、熊本学園大学高橋守雄記念ホールにて DPI タウンミーティング in 熊本～熊本から本物のインクルーシブ教育の実現を!～が開催されました。

尾上から、「まずは熊本の差別禁止条例に地域の学校への入学拒否の禁止項目を設けては?」という提案があり、1 番効果的で取り組みやすい内容と思いました。熊本で早速取り組んでいきたいと思います。

タウンミーティング終了後、懇親会では東俊裕さんが少しお話をしてくださいました。「これまで地方の取り組みから法律ができてきた。差別禁止条例も条例が先行して差別解消法ができた。出来るかどうか分からないけれど、インクルーシブ教育条例が出来ないだろうか」

インクルーシブ教育条例、面白そうですね!もし実現したら熊本から全国に広がる取り組みだと思います。熊本から本物のインクルーシブ教育を!改めて決意したタウンミーティングでした。



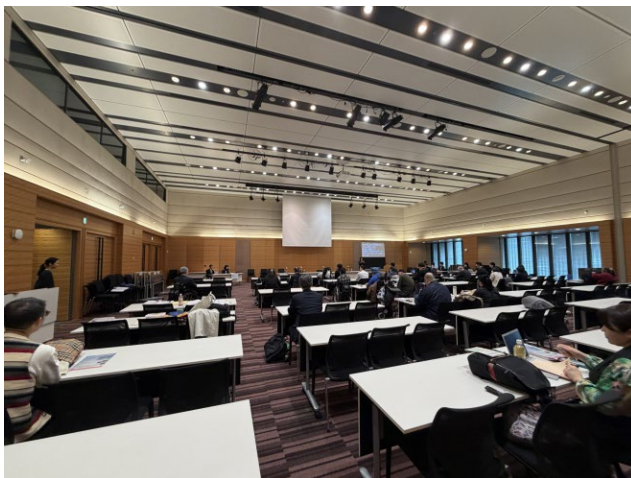
■【報告】成果報告会「インクルーシブ教育の実現に向けた学校バリアフリー推進を!」(麒麟福祉財団助成事業)

3月19日(木)、国連の総括所見を踏まえた脱施設・インクルーシブ教育推進プロジェクトの1年目成果報告会を開催しました。

前半の行政報告では、内閣府が共生社会への行動計画を説明し、厚労省が障害福祉計画等の検討状況を報告。文科省は学校バリアフリー化の現状と、2026年度からの新整備目標について述べました。

後半のシンポジウムでは、熊本県水俣市と千葉県流山市の事例が報告され、保護者や当事者団体による署名・要望活動が自治体を動かし、エレベーター設置を実現させた好事例が共有されました。また、文科省が作成した「学校バリアフリーガイド」も紹介されました。

ディスカッションでは、整備を阻む「意識のバリア」を解消するため、避難所機能や差別解消法を根拠に声を上げることや、計画段階からの当事者参画によって学校を社会モデルへと変革していく重要性が強調されました。



▽教育部会の活動記事全文は、以下から一覧でお読みいただけます!



6. 障害女性部会

○「障害女性の生活史・運動史についての聞き取り調査」の始動

DPI 日本会議と女性研究者と DPI 女性障害者ネットワークの連携により、同プロジェクトが始動しました。これは、障害女性、研究者、若手の障害女性がチームとなって、主に高齢の障害女性リーダーや活動家に聞き取り調査を行うものです。

調査活動は全国をまわって、基本的に対面で行うため、三菱財団に助成金を申請していましたが、この度無事、助成が決定しました。この助成金については10月から活用が可能となります。

既に順調にプレ調査を始動させていますが、調査対象の皆さんは基本的に匿名とし、オンラインでの調査を希望される場合はオンラインで対応します。尚、最終調査報告は書籍化を予定しています。

○「ウィメンデリバー」への障害女性の参加

ジェンダー平等と女性や少女の健康、権利、そして主体性の向上を目的とした世界最大級の国際的なアドボカシー（政策提言）団体「ウィメンデリバー」のグローバル大会が、本年4月27日から30日にオーストラリアのメルボルンで開催されました。日本からは、藤原久美子さん、川合千那未さん、南由美子さんが参加し、日本の現状を報告し、海外の女性活動家と意見交換、情報交換をされました。

ホームページに掲載した記事・報告

■【ポイントまとめ】「障害者の子育ての権利を問うー今も残る優生思想の中でー」 DPI 全国集会「障害女性分科会」報告・感想

本分科会は、障害のある女性の出産・子育てにおける深刻な現状を踏まえ、「子育てが肯定され、一人で悩まない社会」を目指して開催されました。

当事者らからは、病院や児童相談所の偏見により生後間もない我が子と不当に引き離された経験や、産婦人科で差別的な発言を受け転院を余儀なくされた体験が報告されました。また、入院中や保育所送迎でのヘルパー利用制限など、制度面や周囲の理解不足という高い壁に直面しながらも、周囲の支援を得て子育てを行っている実状が語られました。支援者からは、行政や医療機関が障害を理由に「無理だ」と安易に母子分離を判断する体制への疑問が呈されました。

最後に、障害があるだけで尊厳が傷つけられる社会を変え、優生思想を打ち壊すために、出産・育児に限らず障害者全体の問題として全員で取り組んでいくことが確認されました。

▽障害女性部会の活動記事全文は、以下 QR コードから一覧でお読みいただけます！



7. 雇用労働・生活保護・所得保障部会

① 就労支援制度改善への働きかけ

2月7日、「障害者と障害のない人がともに働くためのフォーラム 2026」を開催し、重度障害者等就労支援特別事業の現状や課題を議論しました。これを踏まえ、5月29日に厚労省と意見交換会を実施し、「重度障害者の就労を可能とする制度及び運用に関する意見書」を提出しました。就労中の重度訪問介護利用を制限する告示（平成18年第523号）の不合理性や事務負担の課題を指摘し、本課題を話し合う検討会の設置を要請しました。

② インクルーシブ雇用議連市民側との連携

障害者雇用率代行ビジネスに対し、雇用企業の就業場所で働くこと等を求める第3次提案をまとめました。また、就労継続A型「絆グループ」大量解雇問題や、分科会での雇用の質に関する議論について意見を集約しました。

③ ビジネスと人権・所得保障

BHRC 幹事会に継続参加し、政府等と対話を実施。所得保障については、障害基礎年金や生活保護裁判の動向を引き続き注視しています。

ホームページに掲載した記事・報告

■【報告】「障害者と障害のない方々が共に働くためのフォーラム 2026（2025 年度事業）」



2026年2月7日（土）に「障害者と障害のない方々が共に働くためのフォーラム 2026（2025 年度事業）～インクルーシブ雇用の実現に向けた取り組みと今後の課題～」(略称：雇用労働フォーラム)をオンラインで開催しました。全国各地から約60アクセスがあり、沢山の皆さんにご参加いただきました。

前半では、厚生労働省から、障害者雇用をめぐる現状や制度の課題について報告がありました。法定雇用率の引き上げなどにより、障害者雇用は数の上では拡大している一方で、職務内容、働き方、合理的配慮、職場定着、キャリア形成など、雇用の「質」にはなお多くの課題が残されています。

近年問題になっている、いわゆる「障害者雇用ビジネス」が拡大している背景には、企業側の障害者雇用に対する自信のなさや経験不足という側面があることなどが、報告書に基づき示されました。企業が法定雇用率を満たすことだけを目的とするのではなく、障害者本人が能力を発揮し、必要な合理的配慮を受けながら働き続けられる雇用を実現することが重要です。厚生労働省からは、こうした課題を踏まえ、適切な障害者雇用のあり方を示すガイドラインの整備を進めていることが説明されました。

続く「重度障害者等就労支援特別事業」（以下、特別事業）をめぐるパネルディスカッションでは、地方自治体、企業（雇用主）、支援事業所、同事業の利用者など、さまざまな立場から現状報告がありました。特別事業は、重



度訪問介護等を利用する障害者が、通勤時や職場内でも必要な支援を受けられるようにする制度です。しかし、制度の仕組みが複雑で、雇用主、自治体、事業所の事務負担が大きいこと、自治体によって実施状況や支援内容に差があること、支援単価が実態に見合わず担い手の確保が難しいことなどが指摘されました。

<立場の違いを越えて「みんなで考えるべきテーマ」>

1. 支援者が行えるサポートの範囲をガイドライン等で示す予定はあるのか。
2. なぜ、自治体に広がらないのか。
3. 重度訪問介護への一本化を阻害する要因は何か。
4. 市町村地域生活支援促進事業における国の2分の1負担は、加算を含む実勢単価となった場合にも、全体の2分の1を負担するのか。
5. 財源が分かれることによって二重負担が生じない仕組みが必要ではないか。
6. 市町村事業の低単価による担い手不足を解消するため、報酬・単価の見直しと全国展開が必要ではないか。
7. JEEDの通勤支援が「最初の3か月のみ」とされているのはなぜか。
8. 議員や公務員も制度を利用できるようにするには、どのような見直しが必要か。
9. 雇用主・自治体・事業所の負担を減らすため、申請や精算などの事務をワンストップ化・標準化できないか。
10. 職務に関連する活動への合理的配慮に、雇用保険財源を活用できないか。

これらは、制度を利用する障害者本人だけでなく、雇用主、自治体、支援事業所、国が、立場の違いを越えて共に考えるべき課題です。必要な支援が確保されなければ、就職できても働き続けることはできません。また、制度が地域や雇用形態によって利用できたりできなかったりする状況は、働く権利の保障という観点からも見直す必要があります。

参加者からは、制度を知る機会になったとの声や、実際に利用できる仕組みへの改善を求める意見も寄せられました。

本フォーラムを通じ、現行制度を踏まえつつ、制度の簡素化、財源の整理、支援単価の見直し、自治体間格差の解消を進め、さらに「働き続けることを当たり前に支える制度」へと発展させていく必要性が改めて確認されました。

■5月29日(金)雇用労働部会が厚生労働省と意見交換会を行いました



2026年5月29日(金)午後、DPI日本会議の雇用労働・所得保障部会メンバー(西村正樹 部会長・岡本直樹 副部会長・安藤信哉 常任委員)が障害者雇用支援施策の今後をめぐって、厚生労働省と意見交換を行いました。

厚生労働省からは、障害者雇用対策課の原田自由(はらだよりゆき) 課長補佐、障害保健福祉部障害福祉課の遠藤徑至(えんどうけいじ) 課長補佐、竹村陸(たけむらりく) 就労支援員の3氏が出席しました。

原田氏及び遠藤氏は2026年2月7日(土)にDPIが開催した「障害者と障害のない人がともに働くためのフォーラム」(雇用労働フォーラム)にて、行政報告に登壇いただいた方々です。

雇用労働フォーラムでも議論された、インクルーシブな雇用環境を実現するにあたっての壁、とりわけ厚生労働省の告示(平成18年第523号)により仕事中などに重度訪問介護サービスの利用が制限されていることの不合理の問題、また重度障害者等就労支援特別事業について市町村及び雇用主の事務手続きの負担が大きく利用がなかなか進まない点について、事例を含めて意見を述べ、重ねて、今後幅広い参加の上で本課題を検討する検討会の設置の必要性について要請しました。

本会合では、雇用分野と障害者福祉分野での費用分担の課題など、現行制度の在り方のみではなく今後検討が必要な点について意見交換を行うことができました。今後、国会議員などへのロビー活動等を通じ、実現に向けて活動をしていきます。

▽雇用労働・生活保護・所得保障部会の活動記事全文は、以下QRコードから一覧でお読みいただけます!



8. 尊厳生部会

尊厳生部会では、救急・集中治療のガイドライン（GL）改定や臓器移植推進など「いのちの選別」が加速する状況に対し、強い危機感を持ち活動しました。

3月、4学会による「生命維持治療の終了／差し控えに関するGL」改定案で、「終末期ではない人」への適用拡大や TLT（一定期間の治療評価）導入が示されました。これに対し部会は、3月6日に「さくら会」等の当事者団体が行った厚労省での記者会見に賛同し、「医学的無益性」の判断が障害者の命の軽視に繋がる危険性を指摘する声明を発表しました。救命優先の原則と、治療中止の判断前に在宅生活等の選択肢を十分に提示することを強く求めました。

臓器移植の議論では4月の国会質疑等と連動し、ドナーコーディネーター研修に「障害学・障害者の権利」や在宅支援の視点を含めるよう要望。高額療養費制度の見直しや安楽死法制化を掲げる動きにも警戒を強めています。

新部長に岡本直樹氏を選任しました。相模原事件から10年を迎え、旧優生保護法と通底する「命の入り口と終末期への介入」への問題意識を共有し、今後も障害者の生きる権利を守る活動を強化します。

ホームページに掲載した記事・報告等

3月6日（金）、厚生労働省記者クラブにて「救急・集中治療における生命維持治療の終了／差し控えに関する4学会合同ガイドライン」案に対する記者会見が行われました。



■【声明とパブリックコメントのお願い】救急・集中治療における生命維持治療の中止・差し控えに関するガイドライン案

救急・集中治療における生命維持治療の中止・差し控えに関するガイドライン案について、私たちは深い懸念を有する立場から、声明を発表しました。

本声明は、当該ガイドライン案が、特に意思決定が困難な重度障害者や神経難病患者の権利保障の観点から重大な問題を含むものであることを指摘するものです。集中治療の現場において患者本人の意思確認が容易でない状況があることを踏まえても、十分な意思決定支援やコミュニケーション支援が確保されないまま、生命に関わる判断が行われるおそれがある点は看過できません。DPI では声明を発出し、ホームページを通じ広くパブリックコメントを出すように呼びかけを行いました。

2026 年 3 月 6 日

救急・集中治療における生命維持治療の中止・差し控えに関する ガイドライン案について

特定非営利活動法人 DPI(障害者インターナショナル) 日本会議
議長 平野みどり

私たち DPI 日本会議は、現在、救急・集中治療の分野において検討されている「救急・集中治療における生命維持治療の中止・差し控えに関するガイドライン」について、強い懸念を表明します。

このガイドラインは、日本集中治療医学会、日本救急医学会、日本循環器学会、日本緩和医療学会の四学会により改訂が進められているものです。

報道や公表資料によれば、今回の改訂では「終末期」の定義を設けず、生命維持治療の開始後に一定期間を設けて評価する「TLT (Time-Limited Trial)」の導入などが検討されています。

私たちは、救急・集中治療の現場において医療者が難しい判断を迫られている現実を理解しています。しかしながら、このガイドラインが現場で運用される場合、重度障害者や難病患者など、生命維持医療を必要としながら地域で生活している人々の生命と尊厳に深刻な影響を及ぼす可能性があることを強く懸念します。

特に以下の点について重大な問題があると考えます。

1. 「医学的無益性」による生命の選別につながるおそれ

ガイドラインでは、回復が見込めない場合などに生命維持治療の終了を検討するプロセスが示されています。しかし、「医学的に無益」という判断は極めて主観的な要素を含みます。

人工呼吸器などの医療機器を使用しながら長年に生活している人々にとって、生命維持治療は「無益」ではなく、日常生活そのものを支える基盤です。もしこの概念が拡大解釈されれば、障害や疾病を理由に「生きる価値」が低いと見なされる危険があります。

2. 意思決定が困難な人の権利が十分に守られないおそれ

重度障害者や神経難病患者の中には、意思表示に時間や支援を必要とする人が少なくありません。特に集中治療室などでは、挿管や人工呼吸器の装着により本人が意思を表明できない場合も多く、意思伝達の方法が本人特有であることもあります。

そのため、医療者が短時間の関わりの中で患者の日常生活や意思形成の過程を十分に理解することは難しく、本人の意思を十分に確認しないまま治療中止など生命に関わる判断が行われるおそれがあります。

意思確認が容易でない状況を踏まえつつ、意思決定支援やコミュニケーション支援を最大限行い、本人をよく知る家族や支援者も含めた慎重な検討が必要です。十分な支援がないまま第三者のみで生命に関わる判断が行われることがあってはなりません。

3. 社会的要因による「死の選択」を助長するおそれ

日本では現在、重度障害者や難病患者が地域で生活するために必要な介助体制や福祉サービスが十分とは言えません。ヘルパー不足、家族への過重な負担、経済的困難などの社会的要因により、当事者や家族が「これ以上生きるのは難しい」と感じさせられてしまう状況も存在しています。

このような社会的課題が解決されないまま生命維持治療の中止が選択肢として提示されるならば、それは本人の自由な意思決定とは言えません。

4. 国際人権基準との整合性

日本は、障害者権利条約を批准しています。同条約は、障害のある人が他の人と平等に生命の権利を享有すること、そして生命に関わる医療において差別されないことを求めています。

生命維持治療の判断において、障害や生活の質に関する価値判断が介在することがあれば、それは条約の理念に反するものとなりかねません。

5. 必要なのは「治療中止の議論」ではなく「生きる支援」

救急医療において最も重要なのは、まず命を救うことです。そして救命後には、在宅医療、介助制度、リハビリテーション、コミュニケーション支援などを含めた社会的支援につなぐことが必要です。「どこまで治療を続けるか」だけでなく、「どのように生き続けられる社会をつくるか」という視点が不可欠です。

私たち DPI 日本会議は、医療現場の課題を踏まえつつも、生命維持治療の中止に関する議論が障害者や難病患者の生命の価値を低く見る社会的メッセージにつながることを深く危惧しています。

四学会に対し、当事者団体との十分な対話を行い、障害者の権利と尊厳を確実に保障する形での検討を強く求めます。そして、すべての人が安心して医療を受け、地域で生き続けられる社会の実現に向けた議論を進めることを強く求めます。

以上

▽尊厳生部会の活動記事は、以下 QR コードから一覧でお読みいただけます！



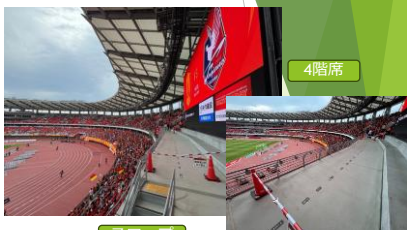
【パロマ瑞穂スタジアム・周辺】

車いす席が308席(3階席・4階席に完備)、スロープ
サイトラインの確保

3階席



4階席



スロープ



もちろん、ここまでの道のりは決して平坦ではありませんでした。行政や事業者との懇談会では、時には厳しい意見が交わされ、険悪な雰囲気になることもありました。しかし、お互いが立場の違いを理解し、対話を重ねることで、「障害者のための特別な施設」ではなく、「すべての利用者が快適に楽しめる施設」

を目指すという共通認識が生まれました。合理的配慮とは特別扱いではなく、誰もが当たり前利用できる環境を整えることだという考え方が共有されるようになったことは、大きな成果です。行政との連携も年々深まっています。

名古屋市ではバリアフリー庁内推進会議やあいサポート運動など、障害当事者が参画する会議や研修が実施されるようになり、組織横断的な意識改革も進んでいます。また、愛知県議会議員や名古屋市議会議員ともシンポジウムや懇談会を通じて連携し、政策形成に当事者の声が反映される環境が整いつつあります。

歩道、公園、地下鉄内エレベーターおよびトイレ、入口の配慮

公園



歩道、入口



地下鉄



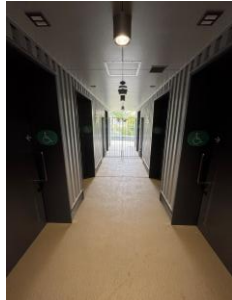
アジア競技大会・アジアパラ競技大会においても、愛重連はシンポジウムを開催し、愛知県や

バリアフリースイートの増加(30か所)、大型エレベーター
カームダウン・クールダウン室の設置

カームダウン室



バリアフリースイート



大型エレベーター



名古屋市、組織委員会と継続的に情報共有を行っています。その成果の一つとして、アクセシビリティガイドラインの策定にも障害当事者が参画し、利用者目線を反映した内容となりました。

【アジア競技大会・アジアパラ競技大会との関わり】

2021年9月22日	瑞穂運動競技場 説明会
2021年10月31日	愛重連 シンポジウム
202112月	愛知県体育館 説明会
2022年1月13日	瑞穂運動競技場 説明会
2022年1月29日	愛重連 シンポジウム
2022年2月18日	瑞穂運動競技場周辺 交通アクセス調査
2022年2月25日	名古屋市レインボーホール 説明会
2022年2月28日	瑞穂運動競技場周辺 交通アクセス調査
2022年4月～6月	愛知県体育館に対する懇談
2022年5月30日	瑞穂区域重点都市計画 WG
2022年6月8日	東山テニスコート 説明会
2022年6月23日	瑞穂運動競技場 説明会
2022年7月5日	瑞穂区域重点都市計画 WG
2022年8月3日、10月14日	瑞穂区域重点都市計画、瑞穂陸上競技場話し合い
2022年11月13日	愛重連 シンポジウム
2022年11月24日	東山テニスコート・レインボーホール説明会
2022年12月1日	愛知国際アリーナ サイン説明会
2023年1月30日	瑞穂陸上競技場説明会
2023年6月19、26日	駅バリアフリー調査
2023年7月～11月	アクセシリティガイドライン懇談会
2023年7月12日	駅バリアフリー調査
2023年9月18日	愛重連シンポジウム in 岡崎
2023年10月26～30日	アジアパラ競技大会杭州大会視察
2023年11月1日	瑞穂陸上競技場 説明会&モックアップ
2023年11月20日、12月18日	杭州大会報告会(行政) 杭州大会報告会
2024年1月28日	愛重連シンポジウム in 刈谷
2024年2月15日	アジアパラ競技大会 警備報告会参加
2024年4月20日	愛重連総会記念学習会 in 武豊
2024年12月9日	瑞穂陸上競技場 サイン視察
2025年1月19日	愛重連シンポジウム in Nagoya
2025年7月13日	IG アリーナ 開業
2025年10月13日～15日	DPI バリアフリーリーダー養成研修
2026年1月10日	愛重連シンポジウム in Aichi - Nagoya
2026年1月29日、2月18日	パロマ瑞穂スタジアム視察
2026年4月18日、19日	完成式典・こけら落とし
※愛知県、名古屋市、パラ組織委員会との定期的な情報共有	



また、愛重連の活動はスポーツ施設だけにとどまりません。新たに建設される中規模ライブハウスやコンサートアリーナについても、主催者へ働きかけ、観覧スペース、多目的トイレ、カームダウンルームなどについて意見交換を行い、より多くの人が安心して利用できる環境づくりを進めています。さらに、地元プロ野球球団の二軍本拠地となる球場の移転・整備についても、アクセシビリティ向上に向けた提案を行っています。これからのバリアフリーは、「完成してから直す」のではなく、「計画段階から当事者とともにつくる」ことが重要です。人と人との対話では、考え方の違いから時には厳しい議論になることもあります。



DPI 障害者差別解消ピアサポートの活動報告～相談事例紹介～

＜「障害を伝えること」が不利益につながらないために＞

本稿では、発達障害のある労働者から寄せられた相談事例を紹介します。相談者は、障害者団体で当事者スタッフとして働いていた方です。これまでの経験からクローズ就労を選択していましたが、数年の就労後、信頼関係の中で発達障害があることを職場に伝えました。しかし、その後、雇用関係を一方的に断られました。さらに解雇後、本人の意思に反して障害に関する情報が第三者に伝えられたこと、就労の機会を失ったことに伴う賃金未払いも問題となりました。

相談を受けた当初、本人は、ようやく障害があることを開示したにもかかわらず、むしろそれを理由に解雇されたことに深く傷ついていました。職場で起きたことを一人で振り返ること自体が大きな負担であり、怒り、悔しさ、不安といった様々な感情が入り混じっていました。相談員として大切にしたのは、相談者の経験を職場の人間関係のもつれや本人の受け止め方の問題に矮小化しないことでした。

ピアサポートでは、相談者が何に傷つき、何を問題だと感じているのかを一緒に整理しました。出来事の時系列、やり取りの記録、職場に伝えていた配慮内容、解雇に至る経過、障害情報がどのように扱われたのかを確認しました。そのうえで、本人が望む解決は何か、謝罪を求めるのか、職場の改善を求めるのか、法的手続きに進むのかを、本人のペースで考えられるよう支えました。裁判や交渉は長期化しやすく、心身の負担も大きくなります。本人が孤立しないよう、必要に応じて支援者や周囲の仲間とつながりながら、無理のない形で進めることを確認しました。

この事例では、最終的に裁判に進み、発達障害を理由とした不当な解雇、解雇後のアウティング、賃金未払いが争われました。高裁判決では、地裁判決に上乗せする形で被告側に支払いが命じられました。裁判は大きな負担を伴いますが、相談者は自分だけの問題にせず、同じような立場の人が「障害を伝えたら不利益を受けるのではないか」と恐れずに働ける社会にしたいという思いを持っていました。

本事例が示しているのは、合理的配慮の前提となる障害開示のあり方です。障害のある人は、合理的配慮を求めるために自分の情報を伝えなければならない場面があります。しかし、何を、誰に、どこまで伝えるかは本人が決めるべきことであり、職場が一方的に共有してよいものではありません。障害情報は、本人の尊厳、プライバシー、働く権利に深く関わる情報です。

国の指針に照らしても、この点は重要です。厚生労働省の「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」は、障害情報の把握・確認にあたり、個人情報保護に留意し、適正に取得・利用することを求めています。また、障害者雇用促進法に基づく障害

者差別禁止指針は、募集・採用、配置、解雇などの雇用上の各場面で、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁じています。さらに、合理的配慮指針は、本人との建設的対話を通じた配慮内容の検討、相談者のプライバシー保護、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止を求めています。

精神障害や発達障害は外から見えにくく、困りごとや必要な配慮が周囲に理解されにくいことがあります。根深い偏見や差別の問題から、本人が障害や体調について開示することには、ときに大きな勇気が必要です。合理的配慮を求めるために障害を伝えたにもかかわらず、そのことがかえって排除やアウティングにつながるのであれば、それは単なる個人情報の取扱いの問題にとどまりません。障害のある人が安心して配慮を求めることを妨げ、合理的配慮の制度そのものへの信頼を損なう、より深刻な差別問題ではないでしょうか。

これからも相談者の思いを支え、差別のない社会をつくるために取り組んでいきたいと思えます。

（※特定の個人を識別することができないように加工しています。）

（相談員 山田悠平）



部会の活動だけではなく、
DPIは「もっと!」こんな活動もしているよ、をご紹介しますコーナーです♪

■【募集終了】あなたの運動に伴走しますー「三澤学校」今秋開講!!

社会を変えたいあなた、変えようとしているあなた。今年、DPI 日本会議が、実際に障害者運動に取り組む人材を育成するため、三澤学校を開講します。経験・年齢・障害種別は問いません（応募は障害当事者に限ります）。あなたのチャレンジを応援します。

講義の流れは、まず動画を見たあとにオンラインで質疑とグループワークを行い、自分のテーマに取り組みます。そして、2 回の合宿で、学びを深く、参加者の絆を強くします。

あなたと一緒にみんなで考える講座です。

学びたい、運動をしたいと思ったら、誰でもご参加ください。（※募集は終了しました）



■国連人権高等弁務官との会合で、JDF として障害分野の人権課題を報告しました

5 月 15 日に、日本での人権の状況を調査するために、同事務所からターク高等弁務官ほかスタッフの皆さんが来日しました。15 日午後には外務省など国の機関への調査があるということで、その前に、人権市民団体にヒアリングをしたいということでした。

ソウル事務所から、崔榮繁 DPI 議長補佐に障害分野の話も聞きたいと連絡が入り、DPI が加盟する JDF として、急遽、平野みどりが現状を報告させていただくことになりました。

障害分野のほかには、性的マイノリティーの団体、在日外国人への差別解消に取り組む団体などが発言しました。報告を聞き、ターク高等弁務官からは、「日本の人権状況は想像以上に深刻だ。日本にこそ人権高等弁務官事務所を置きたいが、なにせ国連は今、非常に予算が削減されて厳しい。今後とも皆さんと連携して取り組みたい」と発言がありました。



■下記活動分野の記事は、QR コードからご覧いただけます。

▽「障害者権利条約の完全実施」に関する記事

▽「欠格条項をなくす」に関する記事



▽「障害者文化芸術」に関する記事

▽「防災・被災障害者支援」に関する記事



ご寄付御礼

わたしたち DPI 日本会議は、皆様のご寄付で活動を継続できております。

お預かりした貴重なご寄付は、DPI ビジョン 2030 の行動計画に基づき、

- ✚ 障害者問題に関して国・各省庁への政策提言
- ✚ 障害者への差別の実態調査、権利侵害などに関する相談対応
- ✚ 障害者問題に関して、ウェブ上での情報発信や集会などの広報啓発活動
- ✚ イベントで視覚や聴覚に障害がある方などへの情報保障費
(PC 要約筆記、手話通訳、点字資料等)
- ✚ 日常的な事務局運営

などのために、大切にに使わせていただいております。

皆さまのご支援に、心から感謝申し上げます。

◇ご支援くださった皆さま

賛助会員会費	77 件	870,000 円
40 周年記念事業宛寄付	38 件	835,000 円
相模原事件追悼集会宛寄付	1 件	10,000 円
活動全体宛寄付	174 件	2,907,010 円

(2026 年 1 月 1 日～6 月 30 日)



夏休みになると、いつもより早起きしてラジオ体操に参加し、スタンプを集めるのに夢中になった……そんな記憶があります。この、何かを「集める」というのは今も昔も、子どもたちのハートを掴んでいるようで、特にシールはなんらかの形で常に流行しているような気がします。

流行というのは周期があるようで、数年前には見向きもされなかったものがトレンドになったり、昔なつかしいキャラクターなどが新鮮に受け入れられたりするので、次は何が流行るんだろう？ となんだかワクワクします。

編集後記



しかも、まったく同じ形ではなく、新たな要素がミックスされ、より洗練されて再流行するので、その変化も面白いです。

そんな中でも、ラジオ体操の「スタンプカードのスタンプを集める」この変わらぬアナログさが、現代もなお、多くの子どもたちのコレクター心を掴んでいるのかもしれないね。

(ゆ)

編集・発行 DPI 日本会議事務局

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5 階

電話 03-5282-3730 FAX 03-5282-0017 メール office@dpi-japan.org

ホームページ <https://www.dpi-japan.org/>

発行：2026年7月